

都城広域定住自立圏共生ビジョン

第2次

(平成27～31年度)

平成30年3月27日

宮崎県都城市

目 次

本 編

第1章 定住自立圏共生ビジョンの基本的事項	1
1 定住自立圏共生ビジョンの位置づけ	1
2 定住自立圏の名称	1
3 圏域を構成する市町	1
4 定住自立圏共生ビジョンの名称	1
5 定住自立圏共生ビジョンの計画期間	1
第2章 都城圏域の広域行政への取組	2
1 都城圏域の概要	2
2 広域行政への取組	2
第3章 都城圏域定住自立圏構想への取組	3
1 都城市の中心市宣言	3
2 都城市と三股町、曾於市、志布志市との結びつき（中心市宣言の背景）	3
3 定住自立圏形成協定の具体的な内容	4
第4章 政策分野別の現状と課題及び課題解決に向けた施策のあり方	5
第4章－1－1 生活機能の強化に係る政策分野（医療）	5
第4章－1－2 生活機能の強化に係る政策分野（教育及び文化）	7
第4章－1－3 生活機能の強化に係る政策分野（防災及び消防）	9
第4章－2 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野（含む産業振興）	11
第4章－3 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野	14
第5章 都城圏域定住自立圏の将来像	16
第6章 政策分野別の事業計画	19
第6章－1 都城圏域定住自立圏共生ビジョンの体系	19
1 生活機能の強化に係る政策分野	19
2 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野	21
3 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野	22
第6章－2 生活機能の強化に係る政策分野の事業計画	23
1. 医療	23
2. 産業振興	33
3. 教育及び文化	37
4. 防災及び消防	45
第6章－3 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野の事業計画	49
1. 道路等の交通インフラの整備	49
2. 圏域内外の住民との交流と観光の推進	51
3. 定住及び移住の促進	55
4. 地域公共交通	63
第6章－4 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野の事業計画	66
1. 行政人材の育成	66
2. 地域活動人材の育成及び活動支援体制の整備	68
3. 民間人材の育成及び推進体制の整備	71
6章－5 事業及び事業費一覧	74

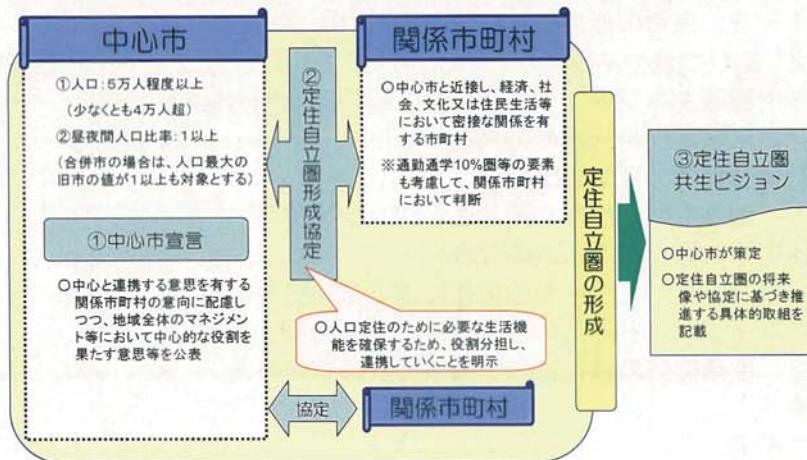
第1章 定住自立圏共生ビジョンの基本的事項

1 定住自立圏共生ビジョンの位置づけ

定住自立圏構想は、一定の都市機能を持った中心市と、それと近接し経済や文化等で密接なつながりを持つ関係市町村が、集約とネットワークの考え方に基づき、互いに連携協力して、圏域全体の活性化を図る制度である（下図表参照）。

この定住自立圏共生ビジョンは、次の手順により策定された定住自立圏構想の実施計画である。

- ・ 中心市である都城市が、平成21年4月に、圏域として必要な生活機能の確保に関して中心的な役割を担うという意思を表明した「中心市宣言書」を作成、公表した。
- ・ 同年10月、都城市と、それに近接し、経済的・社会的に密接な関係を持つ三股町、曾於市、志布志市が、それぞれ協定を締結し「定住自立圏」が形成された。
- ・ この協定書に記載した連携する具体的な事項の実施計画である「定住自立圏共生ビジョン」を策定した。



2 定住自立圏の名称

都城広域定住自立圏

3 圏域を構成する市町

中心市 宮崎県 都城市

関係市町 宮崎県 三股町

鹿児島県 曾於市・志布志市

4 定住自立圏共生ビジョンの名称

都城広域定住圏共生ビジョン

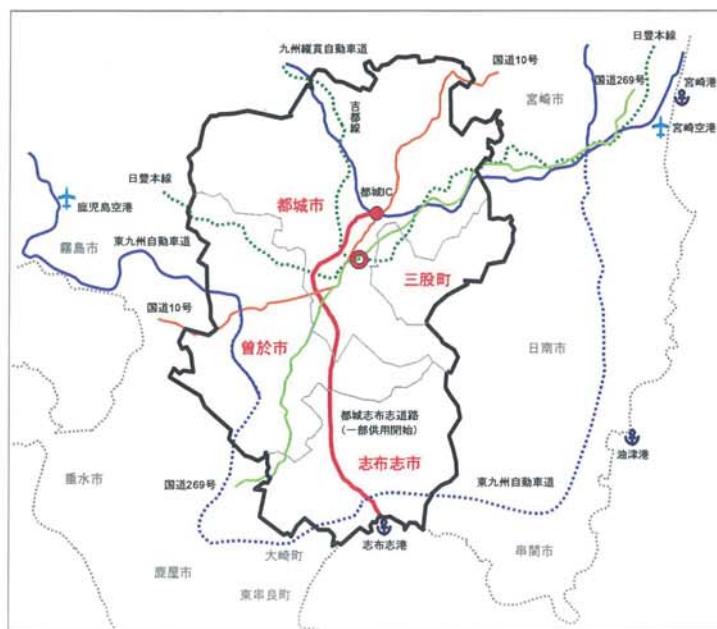
5 定住自立圏共生ビジョンの計画期間

平成27年度から平成31年度までの5年間とし、毎年度所要の変更を行うものとする。

第2章 都城圏域の広域行政への取組

1 都城圏域の概要

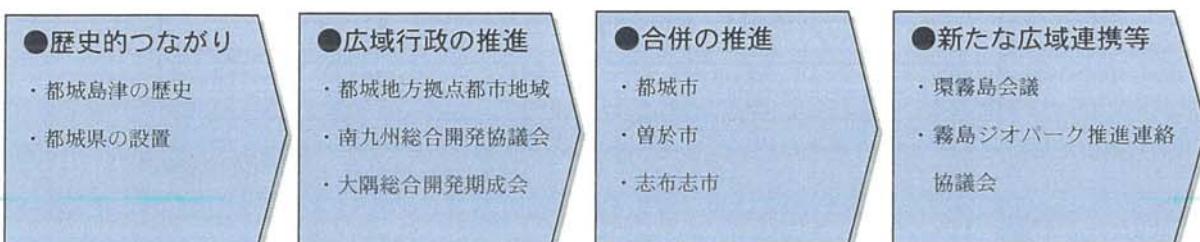
- ・都城市、三股町、曾於市及び志布志市の3市1町は、宮崎県と鹿児島県にまたがる面積約1,443km²、人口約27万人を有する南九州の中核をなす圏域（以下、「都城圏域」という。）を形成している。
- ・40km圏内には、志布志港・油津港に加え、宮崎・鹿児島両空港があり交通の要衝として栄えてきたが、都城圏域の縦貫道路である地域高規格道路「都城志布志道路」の整備が進めば、さらなる緊密な結びつきを持った圏域となる。



2 広域行政への取組

- ・都城島津家による統治や都城県の設置など、歴史や経済を共有し発展してきたこの圏域は、合併以前から、一部事務組合や県境を越えた協議会の設置など広域的な課題に対応してきた。
- ・新たな広域連携や施策の推進にも取り組んでいる。
 - ①環境や観光、防災など県境を越えた幅広い連携を図る「環霧島会議」
 - ②地域高規格道路都城志布志道路の整備に併せて、都城圏域のポテンシャルを広域的な視点から活かそうとする施策の展開
 - ③世界ジオパーク認定に向けた活動に取り組む「霧島ジオパーク推進連絡協議会」など

【図表 歴史的なつながりから新たな連携へ】



第3章 都城広域定住自立圏構想への取組

1 都城市の中心市宣言

都城市は、平成20年10月に定住自立圏構想の先行実施団体に選定され、平成21年4月には、以下の3つを柱とする中心市宣言を行った。

○都城市の中心市宣言の主な内容

- 1 生活機能強化のための取組
 - ・広域救急医療体制の整備・充実
- 2 結びつきやネットワーク強化のための取組
 - ・地域高規格道路「都城志布志道路」整備促進
- 3 圏域マネジメント能力強化のための取組
 - ・宣言中心市等における人材の育成
 - ・圏域内市町の職員等の交流

2 都城市と三股町、曾於市、志布志市との結びつき（中心市宣言の背景）

この中心市宣言の主要テーマである医療分野及び都市基盤分野を始めとした都城市と三股町、曾於市及び志布志市との結びつきは深い。

- ・2市1町の延べ入院患者数のうち、三股町ではその76.2%が、曾於市でもその50.6%が、都城市内の医療機関を受診している。
- ・三股町の就業者・通学者（自宅従業者を除く）のうち約6割、曾於市では同2割強が都城市へ通勤・通学している。

【図表 2市1町の住民の延べ入院患者数と都城市への流入患者数】

	総数	都城市の 医療機関を受診		都城市への 流入率
		都城市外の 医療機関を受診		
三股町	2,750	2,095	655	76.2%
曾於市	8,215	4,153	4,062	50.6%
志布志市	5,529	561	4,968	10.1%

出典：各市町の国保レセプト

【図表 都城市への通勤通学割合】

	常住就業者・通学者数(人) (15歳以上) a	都城市への就業・ 通学者数(人) c		通勤通学割合 $d=c/(a-b)*100$
		うち自宅従業者数 b		
三股町	13,084	1,780	6,791	60.0%
曾於市	22,875	6,950	3,750	24.0%
志布志市	18,732	5,058	268	2.0%

出典：平成17年国勢調査

3 定住自立圏形成協定の具体的な内容

平成23年2月に行われた総務省の懇談会の提言及びこれまでの都城広域定住自立圏構想圏域共生ビジョン懇談会等からの意見を受け、3市1町で協議した結果、平成23年12月27日付で教育・文化分野に新たに取り組むこととし、平成23年12月27日付で協定を変更した。さらに、防災及び消防、移住・定住、地域公共交通に新たに取り組むこととし、平成27年1月15日付で協定を変更した。連携する具体的な事項は次のとおりである。

1 生活機能の強化に係る政策分野

ア 医療

(ア) 医療資源の高度化

- i) 都城救急医療センター、都城健康サービスセンター及び都城市郡医師会病院等の整備又は充実
- ii) 夜間救急診療体制等の充実
- iii) 圏域医療を担う医療従事者の確保
- iv) 圏域医療の情報化の推進

(イ) 医療連携の充実

(ウ) 災害時の対応

(エ) 圏域における搬送体制の構築

イ 産業振興

(ア) 地域高規格道路「都城志布志道路」を活用した産業振興

ウ 教育及び文化

(ア) 公共施設の相互利用

(イ) 圏域文化の保存・継承・発展

(ウ) 特色ある教育の推進

エ 防災及び消防

(ア) 広域防災体制の整備と強化

2 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野

ア 道路等の交通インフラの整備

(ア) 都城志布志道路の開通促進とネットワークの構築

イ 圏域内外の住民との交流と観光の推進

(ア) 圏域内外の住民との交流と観光の推進

ウ 定住及び移住の促進

(ア) 雇用創出等による定住促進

(イ) 情報発信等による移住促進

エ 地域公共交通

(ア) 地域公共交通の維持・活性化

3 圏域マネジメント能力の強化に係る分野

ア 行政人材の育成

(ア) 圏域行政マネジメント能力の強化

イ 地域活動人材の育成及び活動支援体制の整備

(ア) 圏域協働マネジメント能力の強化

ウ 民間人材の育成及び推進体制の整備

(ア) 圏域民活マネジメント能力の強化

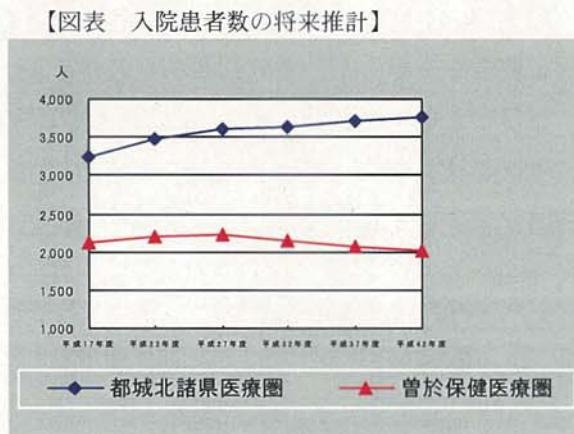
第4章 政策分野別の現状と課題及び課題解決に向けた施策のあり方

第4章－1－1 生活機能の強化に係る政策分野(医療)

1 圈域の現状

(1) 将来推計患者数の推移

- 少子化により、将来人口は減少するが、75歳以上の人口構成比が高くなることから、外来患者・入院患者は都城北諸県医療圏では、平成42年度まで、曾於保健医療圏でも平成27年度までは増加すると予測される。



(2) 医療供給状況



- 圈域内における医療施設・医療機能が偏在している。
- 曾於保健医療圏では、深夜帯には二次小児救急における入院体制がなく、鹿児島県保健医療計画でも都城北諸県医療圏との連携が必要だとしている。
- 10万人対医師数(平成22年度)は、全国230.4人に対し、都城北諸県医療圏190.8人、曾於保健医療圏111.0人となっている。
- フィルムレス化による読影の高度化と、電子カルテの導入による圈域病院やクリニックとの連携強化が図られている。

(3) 災害医療・広域救急搬送

- ・都城市郡医師会病院及び曾於郡医師会立病院は、各医療圏の地域災害拠点病院に指定されている。
- ・平成25年の都城市消防局と大隅曾於地区消防組合管内の救急患者数11,623人のうち26.9%は都城救急医療センターと都城市郡医師会病院に搬送されている。
- ・都城市郡医師会病院の設立した都城DMATは、都城市消防局や大隅曾於地区消防組合からの医師派遣要請に応じ、85件の災害現場に出動している(H25年度)。

2 圏域における課題

(1) 医師不足に伴う救急医療・一般医療への影響

- ・高齢化に伴い入院患者数は増加すると考えられ、さらに循環器疾患の割合が高く、救急医療の充実が求められる。
- ・医師不足は顕著で、救急医療はもちろん、小児科や産科など二次医療圏や県境を越えた広域的な対応のできる連携体制の構築が求められている。

(2) 救急医療施設・機能の偏在

- ・都城北諸県医療圏に脳外科・循環器科・小児科・産科などが集中している。
- ・都城北諸県医療圏内においても小児科と周産期との連携が必要である。
- ・救急医療施設を効率的に稼働させるため、関連クリニック等との連携も重要である。
- ・機能分担を踏まえた広域救急医療体制構築のための医療情報化の推進が必要である。

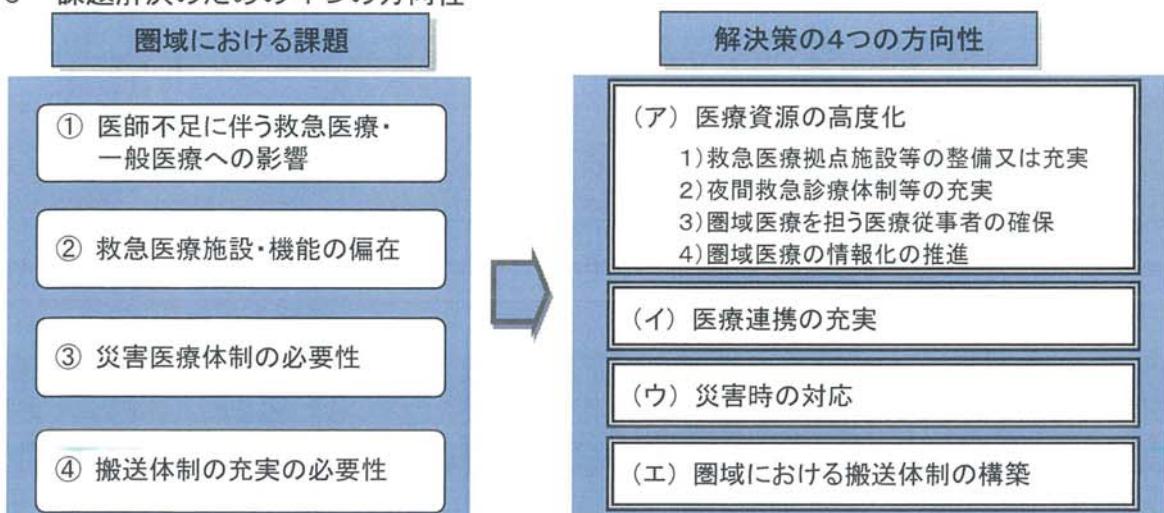
(3) 災害医療体制充実の必要性

- ・地域災害拠点病院にふさわしい体制の整備が重要である。
- ・救命率の向上と災害への対応に救急救命士の確保、DMATの再編が重要である。

(4) 救急搬送体制の充実の必要性

- ・大規模災害や感染症発生時に対応できる広域的な救急搬送体制の構築と救急搬送の効率化が必要である。

3 課題解決のための4つの方向性



第4章－1－2 生活機能の強化に係る政策分野(教育及び文化)

1 圏域の現状

(1) 学校

- ・高等教育機関は全て都城市への立地となっている。
- ・圏域の小中学校の児童・生徒数は平成20年に比べ、2,388人減少しており、少子化の影響で今後も減少する見込みである。

【表1 学校の立地状況】

単位：校

	都城市	三股町	曾於市	志布志市
小学校	38	6	20	17
中学校	19	1	3	5
高等学校	8	1	4	2
高等教育機関	2	0	0	0

※高等教育機関は大学、高等専門学校

【表2 小中学校児童・生徒数の推移】

単位：人

	小学校			中学校		
	H20	H23	H26	H20	H23	H26
都城市	9,978	9,524	9,524	5,415	4,814	4,673
三股町	1,719	1,632	1,635	927	853	796
曾於市	2,029	1,727	1,663	1,188	1,032	884
志布志市	1,912	1,829	1,741	1,022	928	886
合計	15,638	14,712	14,563	8,552	7,627	7,239

(2) 文化・スポーツ施設

- ・文化施設は都城市に9施設、その他の市町では3～9施設の立地となっている。
- ・スポーツ施設は、都城市に83施設、その他の市町では21～26施設となっており、50mプールは曾於市ののみの設置となっている。

【表3 文化・スポーツ施設の立地状況】

単位：施設

	都城市	三股町	曾於市	志布志市
図書館	2	1	3	1
美術館	1	0	0	0
資料館等	4	1	3	3
文化ホール	2	1	3	2
スポーツ施設	83	26	24	21

(3) 伝統芸能活動

- ・歴史的に強いつながりをもつ本圏域は島津の歴史を伝える六月灯、オネッコ（鬼火焚き）、弥五郎どんまつりなど共通する伝統行事のほか、俵踊り、棒踊り、奴踊りなど数多くの民俗芸能も残っている。

【表4 民俗芸能保存会団体数】

単位：団体

	都城市	三股町	曾於市	志布志市
俵踊り	8	1	2	1
棒踊り	10	9	1	8
奴踊り	12	9	1	2

都城市生活文化課調べ

2 圏域における課題

(1) 少子化による地域力の低下

- ・圏域の各市町においては、少子化が進む中で、児童・生徒数の減少による地域力の低下などの課題が生じている。

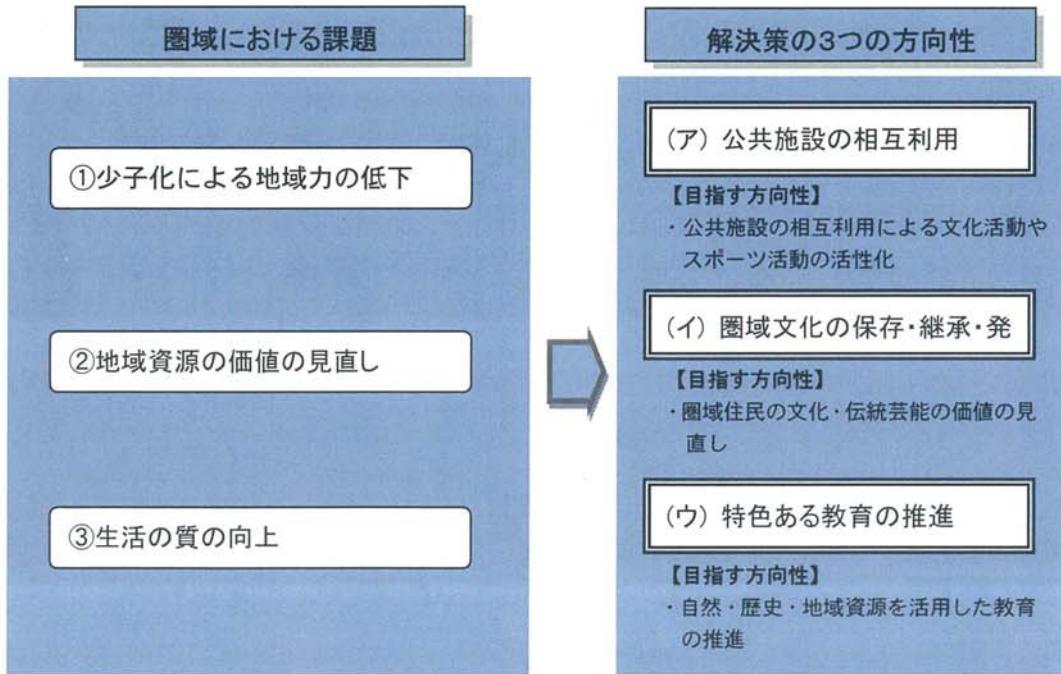
(2) 地域資源の価値の見直し

- ・圏域は豊かな自然と歴史などの地域資源があるが、地域住民自身がその価値に気づいていない。
- ・歴史的に強いつながりをもつ本圏域はたくさんの民俗芸能、文化が残っているが、それらを継承するためにも将来を担う子供たちの地域愛を育むことが課題である。

(3) 生活の質の向上

- ・圏域には自治体毎にたくさんの文化・スポーツ施設があるが、各自治体の立地施設や学習・スポーツ等、自己実現のための諸活動の機会に差異があり、これらの機会を圏域全体で共有することで心豊かな暮らしを享受できる環境の形成が課題である。

3 課題解決のための3つの方向性



第4章－1－3 生活機能の強化に係る政策分野(防災及び消防)

1 圏域の現状

(1) 災害の特性

- ・圏域内にある新燃岳が平成23年1月に噴火し、噴石の落下や降灰があり、土石流が発生する危険性の高い状態となった。
- ・志布志市は、志布志湾に面しており、南海トラフ地震などの巨大地震が発生した場合は津波による被害が想定される。
- ・圏域は山間部が多く孤立する恐れもあり、大規模地震への対応、大雨による河川の氾濫、がけ崩れ等への対応が困難となる恐れがある。
- ・圏域内における防災関連事業として、各市町で物資、資機材の備蓄や防災訓練が実施されている。

(2) 消防署等配置状況

- ・圏域は、都城市消防局の管轄区域（都城市、三股町）約763平方キロメートルと大隅曾於地区消防組合の管轄区域（曾於市、志布志市、曾於郡大崎町）約781平方キロメートルにまたがる。
- ・都城市消防局と大隅曾於地区消防組合の間で、消防相互応援協定を締結している。



2 圏域における課題

(1) 広域防災体制の整備

- ・市、町境の火災に対する応援体制等の部分的な連携は、消防団の間で確立されているが、広域防災に対する連携体制が未整備である。
- ・各市町で防災システムが異なるため、情報の伝達、共有化ができない。

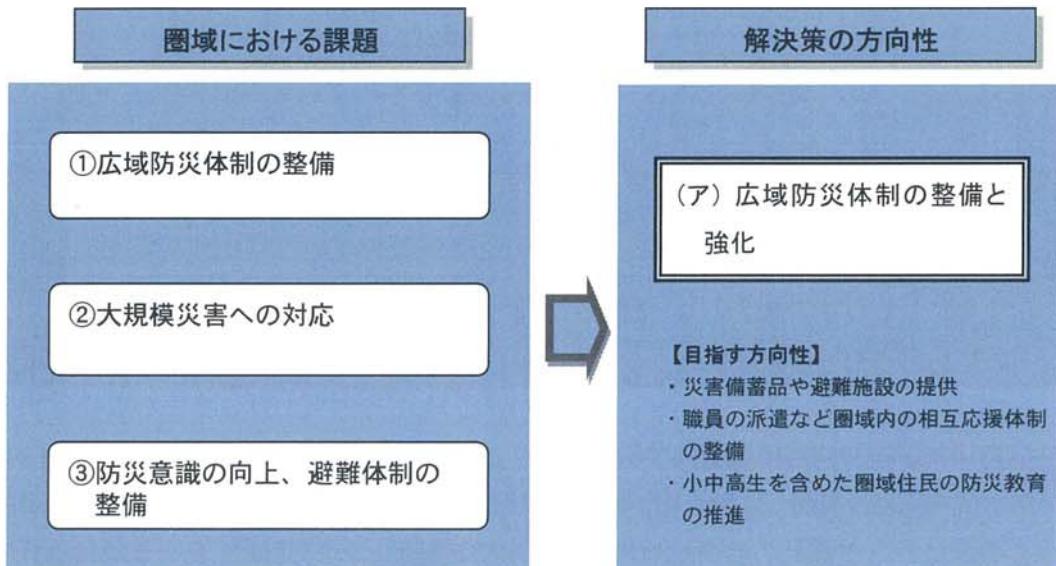
(2) 大規模災害への対応

- ・大規模災害に対応するための食料等の備蓄物資、救助活動用資機材の整備が不十分である。

(3) 防災意識の向上、避難体制の整備

- ・大規模災害に対応するためさらなる防災教育、防災意識の向上が必要である。

3 課題解決のための方向性



第4章－2 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野（含む産業振興）

1 圏域の現状

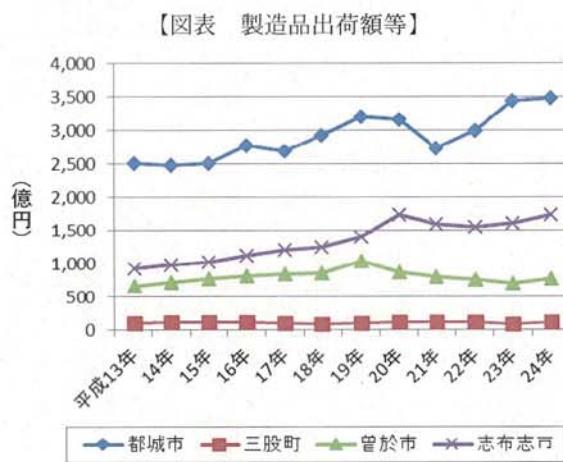
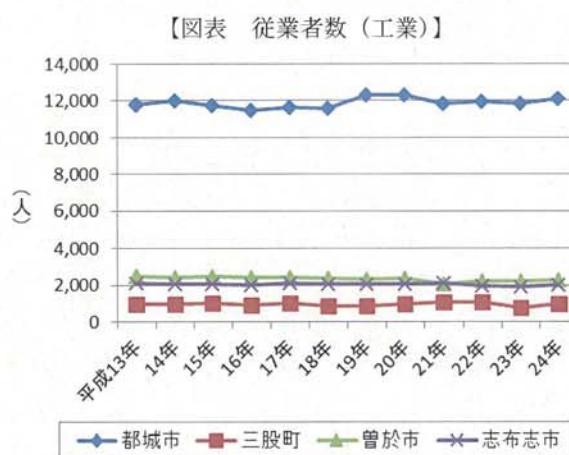
(1) 人口動態

- ・人口推移は、三股町を除き、総じて人口減少基調にある（都城市は微減）。
- ・65歳以上の高齢者は各市町とも大幅に増加しているが、0-14歳の若年者及び15-64歳の生産年齢人口は、三股町を除いて減少している。



(2) 地域経済の状況

- ・工業統計の従業者数をみると総体的に減少傾向にある（志布志市は横這い）。
- ・製造品出荷額等は、都城市と志布志市が増加傾向、三股町は減少、曾於市が横這い。
- ・都城圏域は日本有数の食料供給基地であり、志布志港における外貿の取扱貨物量の約7割が畜産飼料用穀物類である。
- ・志布志港は、税関、入国管理、検疫機能を備えた南九州地域の物流拠点港湾として、さらに、日本有数の農畜産地帯への飼料供給基地として発展しているが、外貿に関しては、総額は伸びているものの輸入超過という状況にある。



出典：工業統計

(3) 集客・交流サービスの状況

- ・圏域の観光は、スポーツキャンプ・合宿の受入は好調である。
- ・県内客の割合が高いため、県外客をも惹きつける魅力づくりが求められている。

(4) 定住及び移住促進の状況

- ・構成市町それぞれにおいて、空き家バンク、転入者等への住宅新築・購入助成、移住パンフレット作成や移住相談会等に取り組んでいる。

(5) 地域公共交通の状況

- ・圏域における路線バス事業者は、宮崎交通(株)、(有)高崎観光バス、三州自動車(株)である。路線の一部は、圏域の構成市町をまたがって運行している。
- ・構成市町それぞれにおいて、コミュニティバスやデマンドタクシー、福祉タクシーを運行している。

2 圏域における課題

(1) 少子・高齢化の進展と人口減少

- ・少子・高齢化に伴う人口減少が進展し、圏域の地域経済全体が収縮している。

(2) 生産年齢人口の減少による生産性の低下

- ・生産年齢人口の減少が産業分野での生産性の低下を招いているため、生産年齢人口を中心とする人口減少対策として、雇用創出、定住・移住対策が大きな課題である。

(3) 地域経済の停滞

- ・経済対策により、円高・デフレからの脱却が図られつつあり、日本経済は少しづつ上向いている。しかし、その効果は、過疎化や少子・高齢化が進む地方には未だ及ばず、地域経済が活力を取り戻すために、依然として経済対策が喫緊の課題となっている。

(4) 生活ニーズに対するサービスの停滞（特に交通サービスについて）

- ・連携を促進する交通アクセス網の整備が進まず、幹線道路では交通混雑が深刻化している。
- ・都城市と曾於市間の大動脈である国道10号は災害に弱い一面を持つ。

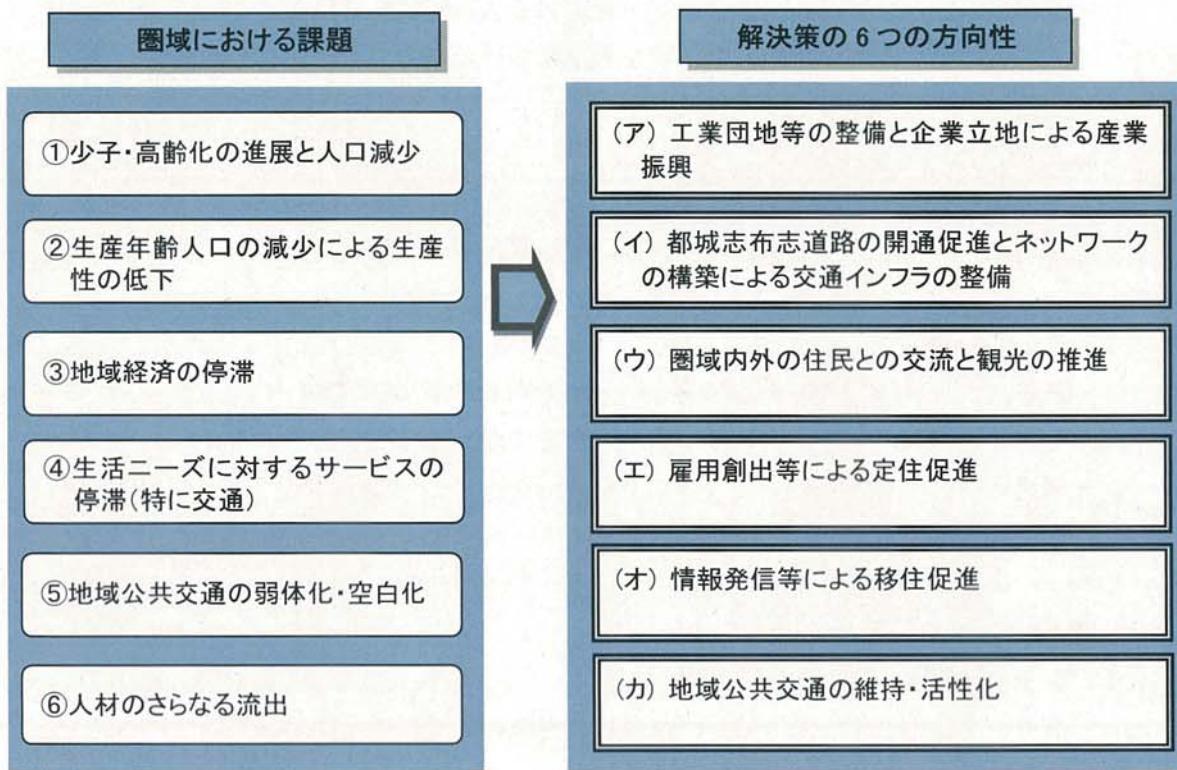
(5) 地域公共交通の弱体化、空白化

- ・少子高齢化や自動車社会の進展に伴いバス利用者が減少し、バス路線が減少、廃止され、それがさらなる利用者の減少を招いている。

(6) 人材のさらなる流出

- ・上記の(1)～(5)が、人材のさらなる流出、人口減少を招くおそれがある。

3 課題解決のための6つの方向性



第4章－3 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野

1 圏域の現状

(1) 行政人材の育成状況

- ・各市町とも内部及び外部の研修機関を活用して、階層別研修や法令実務研修のほか企画力・創造力開発研修、公共マーケティング研修、ファシリテータースキル研修などの個別研修等を実施している。

(2) NPO法人や市民団体等の地域活動団体の活動状況

都城市：福祉分野、子育て、環境、歴史文化、スポーツ等を主たる活動分野とするNPO法人があり、観光ボランティアの団体も活動している。また、新たな住民自治組織となる「まちづくり協議会」の設置を進めているほか、市職員や地域活動団体向けの講座開催等の官民協働を推進する取組を行っている。

三股町：福祉分野を主たる活動分野としているNPO法人があり、地域づくり事業を推進する団体への補助金交付を行う「がんばる地域応援事業」を実施している。

曾於市：福祉、医療、教育などを主たる活動分野としているNPO法人があり、公民館活動の活性化を目的とした補助金交付を行う『曾於元気だそお』ふるさと事業」を実施している。

志布志市：コミュニティFMラジオ放送事業を行うNPO法人のほか、地域活性化に向けた提言活動を行うまちづくりNPO法人等があり、地域活動団体の連絡協議会設置、地区公民館を単位とする「ふるさとづくり委員会」の設置と補助金の交付、地域活動団体が実施する事業への補助金交付を行う「共生・協働・自立推進事業」を実施している。

(3) 民間人材の活動状況及び人材育成・活動支援施策

- ・各市町では、官民連携や民間側の取組において、異業種関連系や地域ブランドの推進、イベント開催や地域資源活用による地域活性化等の取組を行っている。
- ・都城北諸県圏域（都城市及び三股町）では財団法人都城圏域地場産業振興センターを設置し、地場産業の振興事業を実施している。

① 異業種関連携・地域ブランドの推進

財団法人都城圏域地場産業センター（都城市・三股町）、霧島工業クラブ（都城市）、異業種連携事業（三股町）、曾於市ブランド確立推進事業（曾於市）

② イベント開催や地域資源活用による地域活性化

都城盆地博覧会「ポンパク」（都城市）、霧島ジオパーク（都城市・曾於市）、大隅の國やっちはく松山藩（志布志市）

2 圏域における課題

(1) 行政人材の育成

- ・圏域内の各自治体が有する地域資源を相互に連携させ、一体的な魅力ある地域づくりを支える行政人材の育成が必要である。
- ・事務事業等の効率化や高度化など、地域課題解決方策の立案能力を強化する必要がある。
- ・新たな連携施策を立案する柔軟な発想力や課題にチャレンジする実行力を強化する必要がある。

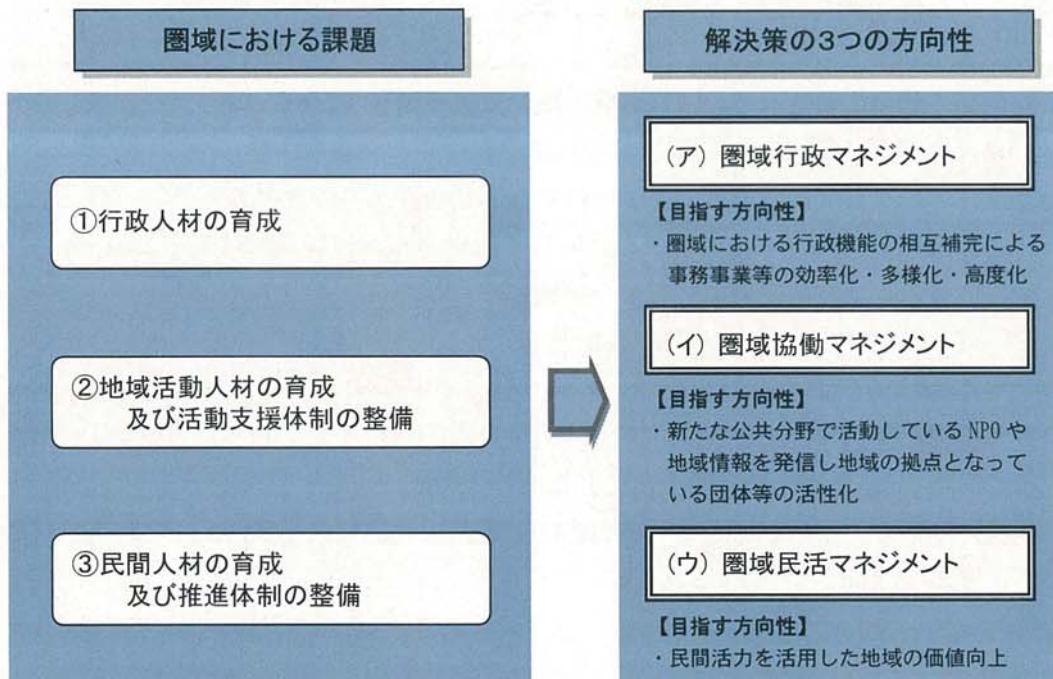
(2) 地域活動人材の育成及び活動支援体制の整備

- ・多様な分野における市民活動団体や NPO 法人等、多数の団体の継続・発展やネットワーク化を促す取組を行う。
- ・自治体と協働し、新たなサービスを実施する団体の発掘・育成及び活動の継続・発展を促す取組を行う。
- ・住民生活に直結する多様な地域課題に対応するためにも、地域住民の結束と自ら考え自ら解決する仕組みづくり・体制づくりを行う。

(3) 民間人材の育成及び推進体制の整備

- ・知識・経験、技能を有した活動意欲の高い人材の発掘・育成を図る。
- ・民間活動人材や地元企業、NPO 法人等の連携による、相互の強みを活かした地域資源の発掘・活用など地域の魅力による地域価値の向上を図る。

3 課題解決のための 3 つの方向性



第5章 都城広域定住自立圏の将来像

－ 集約とネットワークで築く県境を越えた南九州の広域都市圏 －

【将来像】

歴史的・経済的に深いつながりを持つ都城広域定住自立圏は、互いの地域資源を活用した広域的かつ広範な連携により、高次の都市機能と環境や地域コミュニティが融合した、少子高齢・人口減少社会に対応可能な『集約とネットワークで築く県境を越えた南九州の広域都市圏』の実現を目指す。



【将来像実現のための施策の実施】

事業実施（実施すべき事業は、第6章に記載）

毎年度の事業の見直し

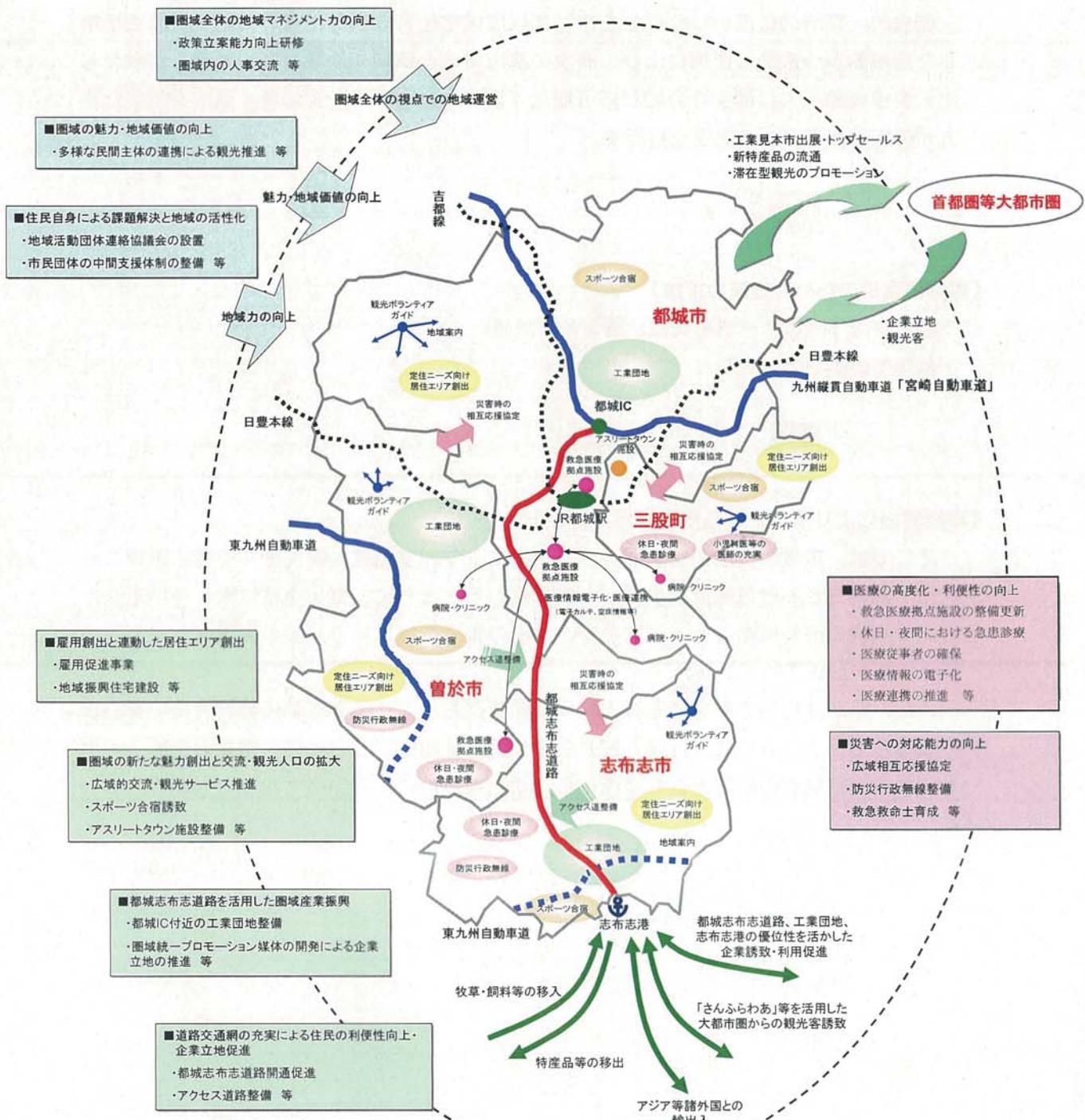


【事業実施により形成される圏域のイメージ】

そこでは、広域かつ広範な地域資源の連携により、多様化・高度化する救急医療ニーズにも対応できる救急医療提供体制が構築されるとともに、圏域を縦に繋ぐ都城志布志道路や圏域の海外戦略にも不可欠な志布志港の整備推進に伴う産業の振興など、高次の都市機能が形成されている。

また、豊かな自然や歴史にも育まれ、高齢者はもとより子育て世代の若者まで安心して暮らしている。さらに、行政とNPOや民間活動団体、或いは団体相互の交流・連携も定住自立圏構想の推進とともに深化し、新たな連携による施策も次々と展開されていく。

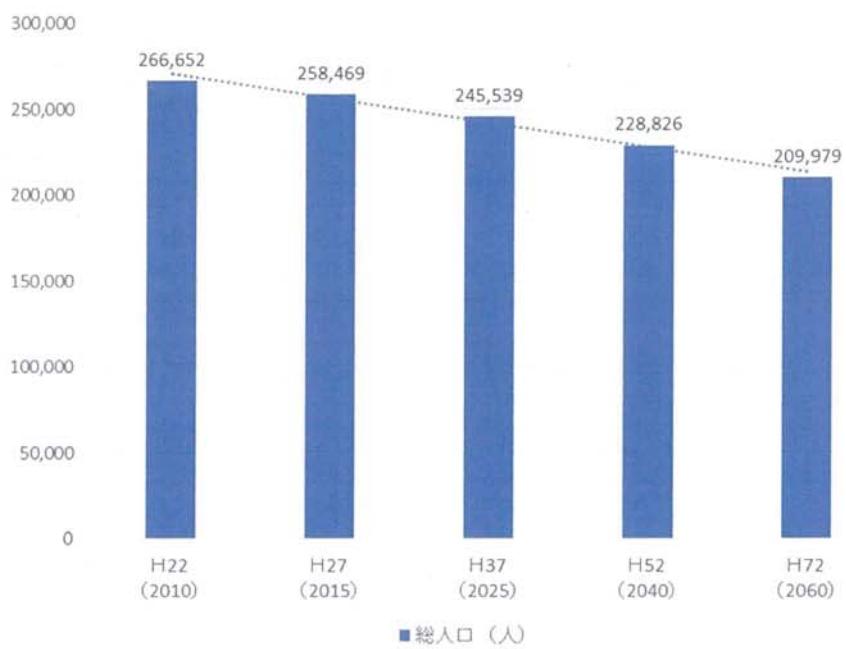
【図表 将来像を実現するための施策の実施により形成される圏域イメージ】



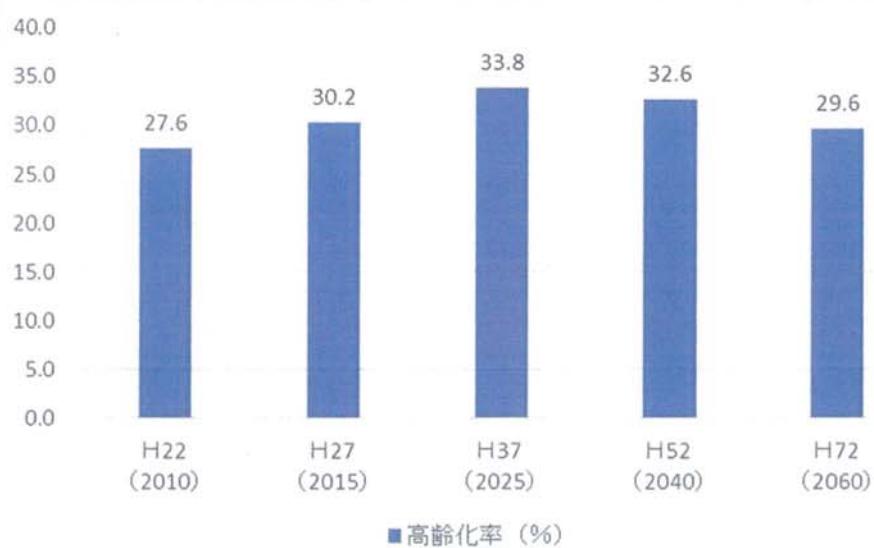


【事業実施により実現される将来人口及び高齢化率の目標】

・圏域人口



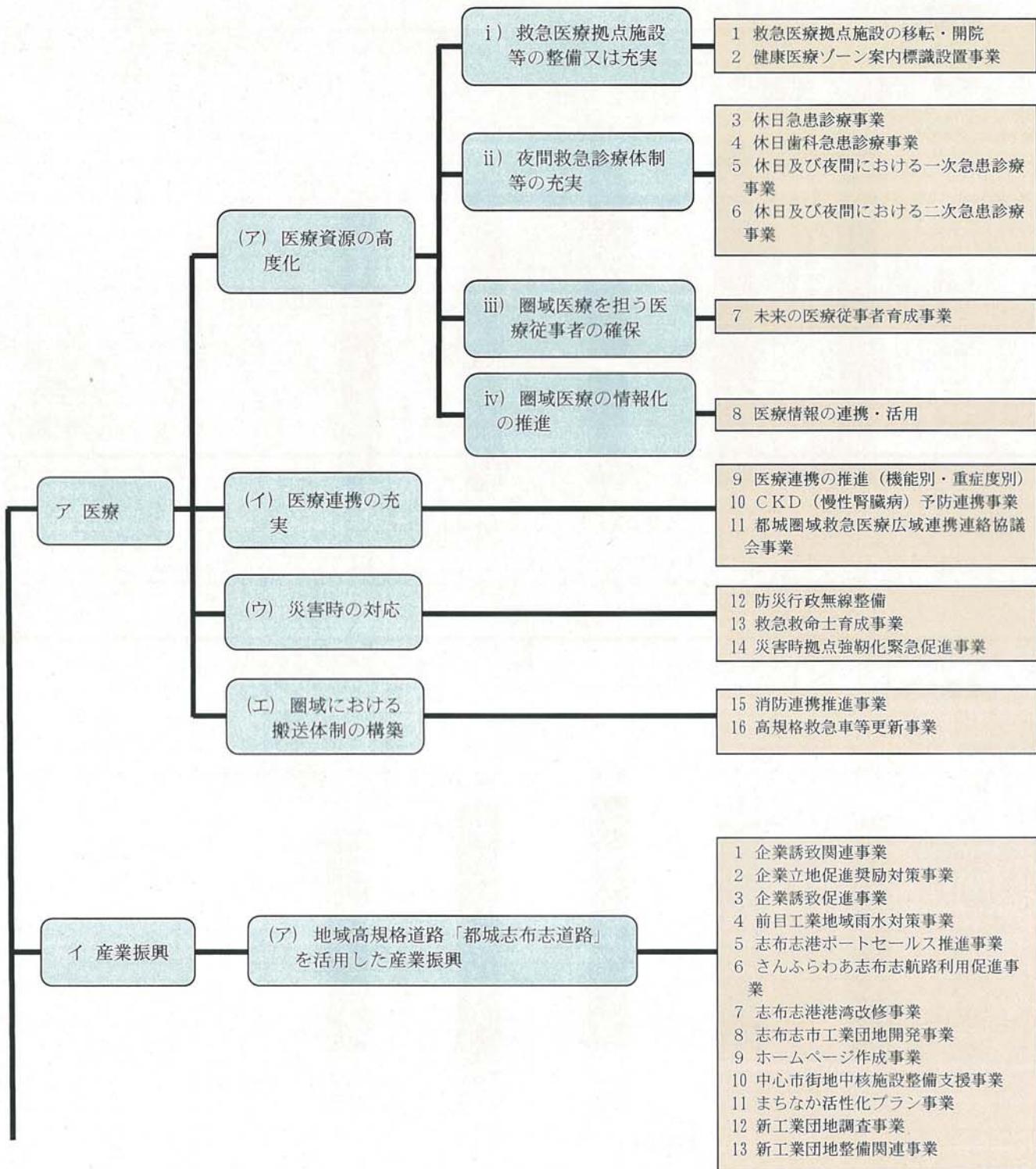
・高齢化率

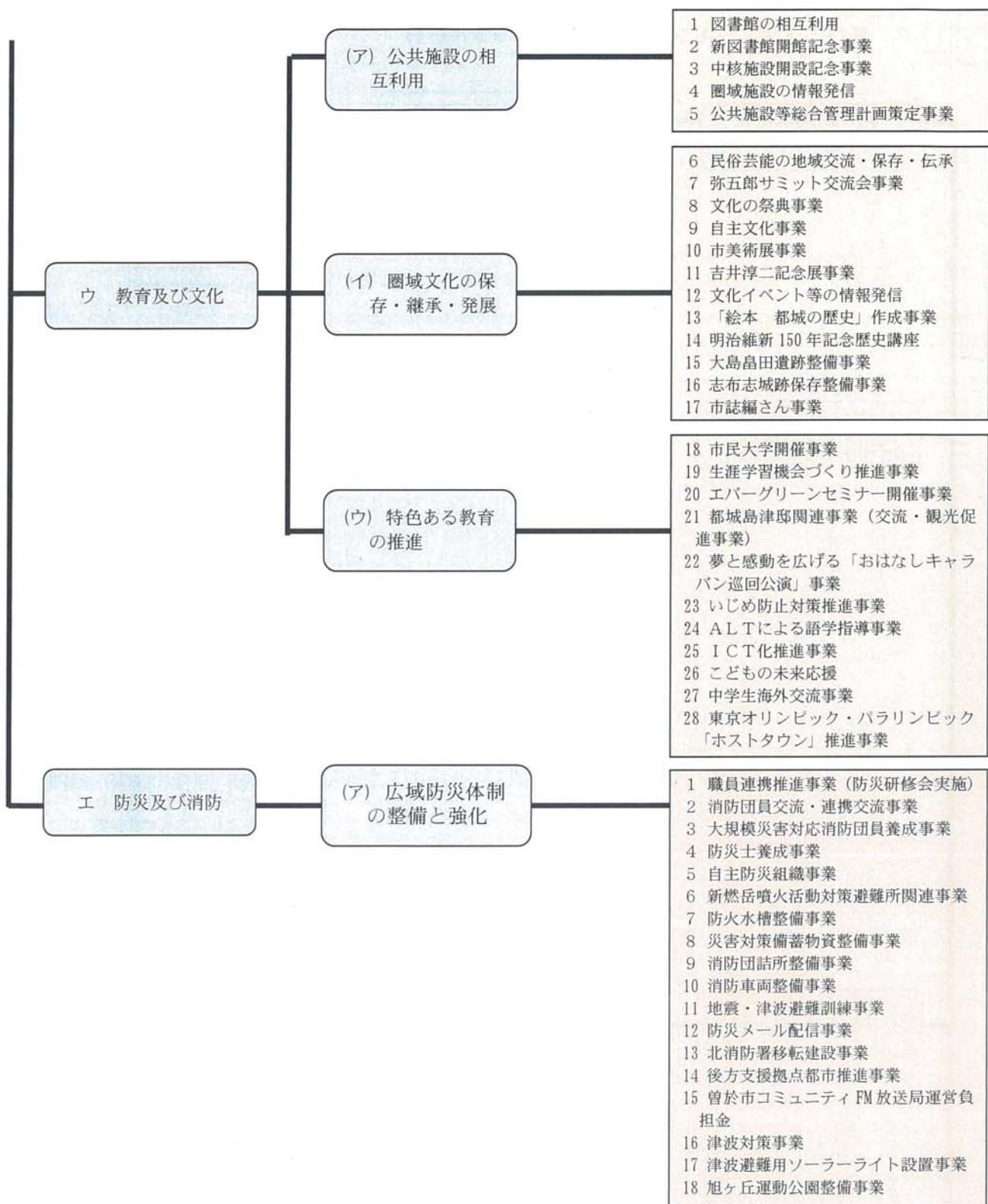


第6章 政策分野別の事業計画

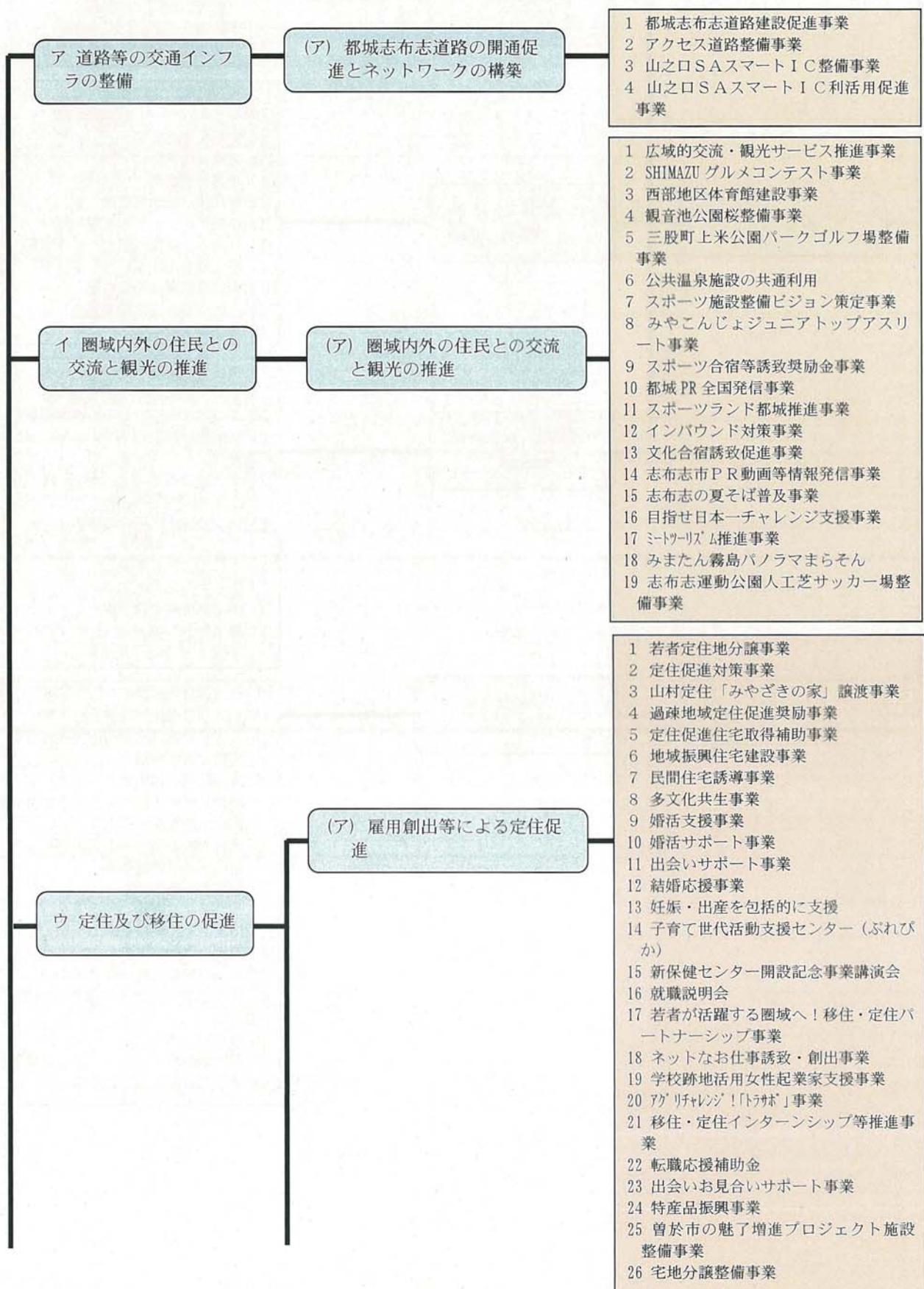
第6章－1 都城広域定住自立圏共生ビジョンの体系

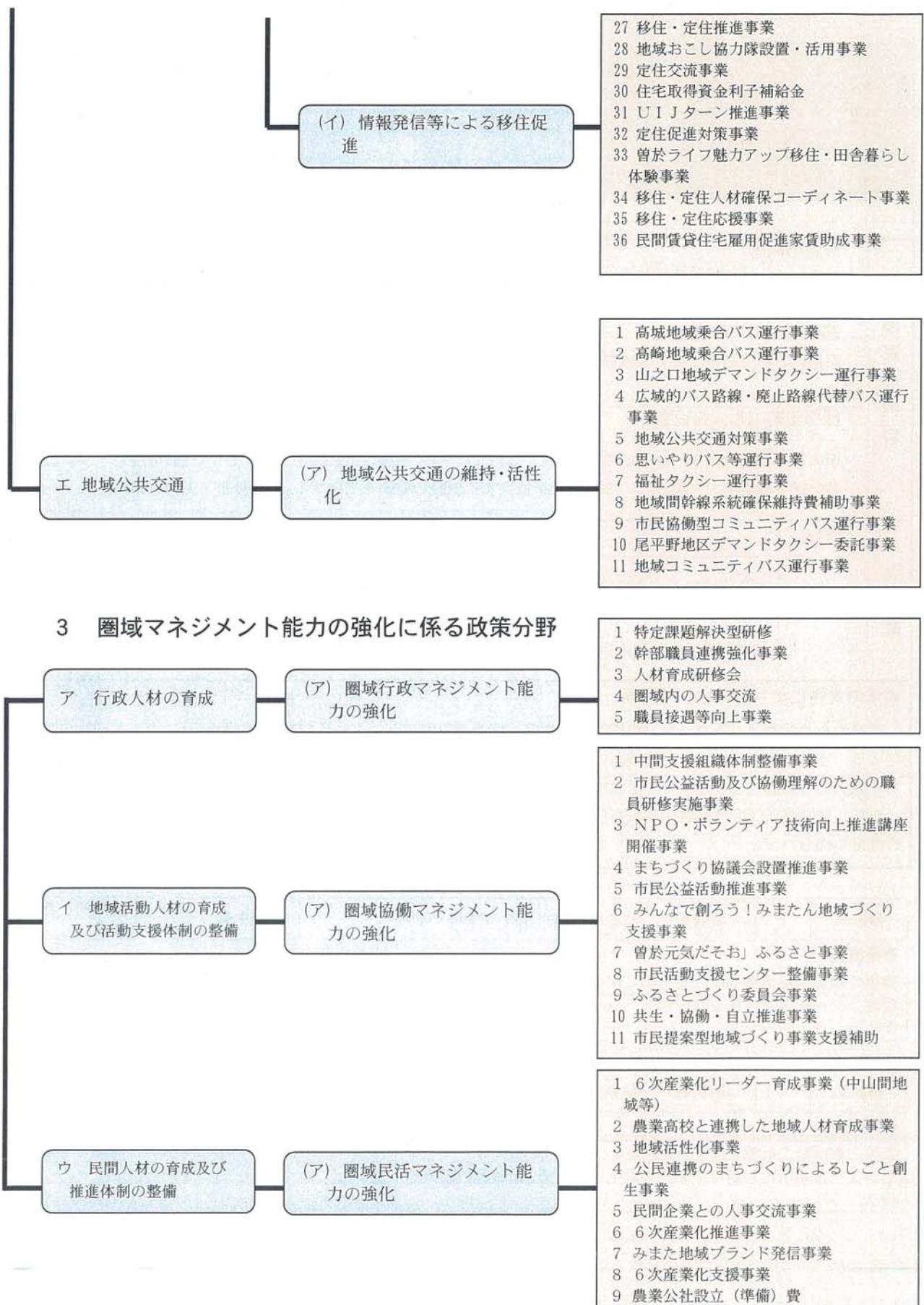
1 生活機能の強化に係る政策分野





2 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野





第6章－2 生活機能の強化に係る政策分野の事業計画

1. 医療

(1) 生活機能の強化に係る政策分野 ア 医療		
協定の内容	(ア) 医療資源の高度化	
	重要成果指標 (KPI)	基準値
	□夜間急病センターの診療科目・時間の維持	3科・12時間 (H28)
		3科・12時間 (H31)
	i) 救急医療拠点施設等の整備又は充実	
	取組の内容	圈域において必要な救急医療提供体制を確保するため、救急医療拠点施設等の整備又は充実を図る。
	都城市(甲)の役割	圈域において必要な救急医療提供体制を構築するため、関係機関と協力して救急医療拠点施設の整備又は充実を図る。
	関係市町(乙)の役割	甲の行う救急医療拠点施設の整備充実については、甲と協議の上これを支援する。(三股町) 救急医療拠点施設と連携し、その機能を補完する施設の整備を支援する。(曾於市・志布志市)
	事業No.	事業名
実施事業	1	救急医療拠点施設の移転・開院
	2	健康医療ゾーン案内標識設置事業
事業の実施により期待される効果		
圈域の救急医療拠点施設（都城市郡医師会病院、都城救急医療センター及び都城健康サービスセンター）の整備更新により、施設の高度化と高度医療機器の共同利用等の推進が図られ、圈域の医療水準が向上するとともに、医師にとっても魅力ある施設となることで、医師確保がより円滑に行われる。 また、曾於郡医師会立病院や都城病院の整備により圈域の救急医療の拠点施設の一体的な高度化も図られ、連携機能の強化も図られる。		

事業No.	1	事業名	救急医療拠点施設の移転・開院	実施主体	都城市、三股町、都城市北諸県郡医師会
事業概要			役割分担		
圈域の救急医療拠点施設である都城市郡医師会病院、都城救急医療センター及び都城健康サービスセンターについて、移転・開院する。			都城市は都城市北諸県郡医師会と連携して事業を進め、三股町は都城市と協議の上それを支援する。		

事業No.	2	事業名	健康医療ゾーン案内標識設置事業	実施主体	都城市、都城市北諸県郡医師会
事業概要			役割分担		
都城市郡医師会病院・都城夜間急病センター・都城健康サービスセンターの場所のわかりやすさを向上するため、標識等の設置を行う。			都城市は都城市北諸県郡医師会と連携して事業を実施する。		

(1) 生活機能の強化に係る政策分野		ア 医療
(ア) 医療資源の高度化		
ii) 夜間救急診療体制等の充実		
協定の内容	取組の内容 夜間救急診療体制等を維持するとともにその充実を図る。	
	都城市（甲）の役割 甲の行う休日急患診療体制、歯科休日急患診療体制及び都城救急医療センターにおける夜間救急医療体制を維持するものとする。（下線部は三股町のみ）	
	関係市町（乙）の役割 甲の維持する休日急患診療体制、歯科休日急患診療体制及び都城救急医療センターにおける夜間救急医療体制を支援するため、受益に応じた経費を負担する。（三股町） 甲の維持する休日急患診療体制及び都城救急医療センターにおける夜間救急医療体制を支援するため、受益に応じた経費を負担する。（曾於市・志布志市）	
実施事業	事業No.	事業名
	3	休日急患診療事業
	4	休日歯科急患診療事業
	5	休日及び夜間における一次急患診療事業
	6	休日及び夜間における二次急患診療事業
事業の実施により期待される効果 複合的な救急診療事業により圏域における 24 時間 365 日切れ目のない救急医療体制を維持することで、圏域の住民が安心して暮らしていくための医療サービスを提供することができる。		

事業No.	3	事業名	休日急患診療事業	実施主体	都城市
事業概要 休日急患診療事業を都城市北諸県郡医師会に委託して実施する。				役割分担 都城市は事業を実施し、関係市町は受益に応じた負担金を都城市に支払う。	

事業No.	4	事業名	休日歯科急患診療事業	実施主体	都城市
事業概要 休日歯科急患診療事業を都城市北諸県郡歯科医師会に委託して実施する。				役割分担 都城市は事業を実施し、三股町は受益に応じた負担金を都城市に支払う。	

事業No.	5	事業名	休日及び夜間における一次急患診療事業	実施主体	都城市
事業概要 都城救急医療センターにおける休日及び夜間の一次急患診療事業を都城市北諸県郡医師会に委託して実施する。				役割分担 都城市は事業を実施し、関係市町は受益に応じた負担金を都城市に支払う。	

事業No.	6	事業名	休日及び夜間における二次急患診療事業	実施主体	都城市
事業概要			役割分担		
休日及び夜間における二次急患診療事業を実施するため、都城市北諸県郡医師会に病院群輪番制補助金を交付する。			都城市は補助金を支払い、関係市町は受益に応じた負担金を都城市に支払う。		

(1) 生活機能の強化に係る政策分野 ア 医療	
(ア) 医療資源の高度化	
iii) 圏域医療を担う医療従事者の確保	
協定の内容	取組の内容 関係機関と連携して、圏域の救急医療提供体制に必要な医療従事者の確保を図る。
	都城市（甲）の役割 関係機関と連携して、救急医療拠点施設における医療従事者の確保対策に取り組むとともに、長期的な医療従事者の育成を図る。
	関係市町（乙）の役割 甲の実施する医療従事者の確保対策に協力する。（三股町） 甲の実施する医療従事者の確保対策に協力するとともに、救急医療拠点施設と連携し、その機能を補完する施設における医療従事者の確保を支援する。（曾於市・志布志市）
実施事業	事業No. 事 業 名 7 未来の医療従事者育成事業
事業の実施により期待される効果 小児科医師の確保による小児医療の充実により、宮崎・鹿児島両県の医療計画の求める小児救急医療提供体制が構築できる。	

事業No.	7	事業名	未来の医療従事者育成事業	実施主体	全市町（都城広域定住自立圈構想協議会）
事業概要 長期的な医療従事者の育成を図るために、職場体験ツアーを開催する。			役割分担 各市町は事業を実施する。		

(1) 生活機能の強化に係る政策分野 ア 医療	
(ア) 医療資源の高度化	
iv) 圏域医療の情報化の推進	
協定の内容	取組の内容 関係機関と連携して、圏域で必要となる医療機能の確保、医療連携の確立、圏域住民への医療サービスの向上に資するために医療情報の電子化及びそれに対応した医療機器の整備又は高度化を図る。
	都城市（甲）の役割 関係機関と連携して、救急医療拠点施設における医療情報の電子化及びそれに対応した医療機器の整備又は高度化による医療機関相互の医療情報連携を進める。
	関係市町（乙）の役割 関係機関と協力して、甲の実施する医療情報の電子化との連携を進める。（全関係市町）
実施事業	事業No. 事 業 名 8 医療情報の連携・活用
事業の実施により期待される効果 救急医療拠点施設の医療情報化推進により圏域における医療の高度化と効率化が図られるとともに、医療ネットワークの構築が可能となる。また、夜間における空きベッドや医師等の情報を電子化することにより、効率的な搬送と迅速な医療行為の実施が可能となり、救急搬送における救命率の向上が図られる。	

事業No.	8	事業名	医療情報の連携・活用	実施主体	都城市北諸県郡医師会
事業概要 電子化された医療情報を活用し、圏域病院やクリニックとの連携強化を図る。			役割分担 都城市北諸県郡医師会は、広域的な事業を実施する。		

(1) 生活機能の強化に係る政策分野 ア 医療				
(イ) 医療連携の充実				
重要成果指標 (KPI)	基準値	目標値		
□都城圏域救急医療広域連携連絡協議会による大学への陳情回数	年2回 (H28)	年2回 (H31)		
協定の内容				
<p>取組の内容 多様化・高度化する救急医療ニーズに対応するため、救急医療拠点施設を始めとする医療機関や関係機関との連携体制を強化する。</p> <p>都城市（甲）の役割 救急医療拠点施設を核とする高度な救急医療を提供するため、関係機関とともに医療連携体制を構築する。</p> <p>関係市町（乙）の役割 甲が行う医療連携体制の構築に協力する。（全関係市町）</p>				
実施事業				
事業No.	事業名			
9	医療連携の推進（機能別・重症度別）			
10	CKD（慢性腎臓病）予防連携事業			
11	都城圏域救急医療広域連携連絡協議会事業			
事業の実施により期待される効果				
関係機関による医療連携の検討テーブルを設置することにより、幅広い医療連携が可能となり、多様化・高度化する広域の救急医療ニーズに対応することができる。				

事業No.	9	事業名	医療連携の推進（機能別・重症度別）	実施主体	都城市北諸県郡医師会
事業概要		役割分担			
都城市北諸県郡医師会及び曾於郡医師会の運営する医師会病院が中心となって医療連携の推進を図り、関係機関、管内医療機関へと徐々に拡大していく。また、災害時における広域相互応援協定についても検討を行う。		都城市北諸県郡医師会は検討組織を立ち上げ、関係機関との緊密な連携を図る。その他の関係機関はこれに協力する。			

事業No.	10	事業名	CKD（慢性腎臓病）予防連携事業	実施主体	都城市
事業概要		役割分担			
人工透析の患者数が多いにも関わらず、腎臓専門医が少ない都城市において、人工透析導入の原因であるCKD（慢性腎臓病）の予防のために、かかりつけ医と腎臓専門医をつなぐ「CKD予防連携医」を認定し、CKDの重症化予防を図り、人工透析の導入を防ぐ。		都城市は事業を実施する。			

事業No.	11	事業名	都城圏域救急医療広域連携連絡協議会事業	実施主体	都城市
事業概要 医師の派遣大学への陳情、派遣医師と地域住民との交流事業を実施し、圏域の医療の維持、存続を推進する。			役割分担 都城市は補助金を支払い、関係市町は受益に応じた負担金を都城市に支払う。		

(1) 生活機能の強化に係る政策分野 ア 医療		
(ウ) 災害時の対応		
重要成果指標 (K P I)	基準値	目標値
□救急救命士の新規資格取得者数	2人 (H 28)	8人(累計) (H 31)
取組の内容 関係機関と連携して、圏域内における災害や感染症等に対応する地域災害医療センター（以下「地域災害医療センター」という。）の機能を確保しつつ、相互連携を構築する。		
都城市（甲）の役割 関係機関と連携して、災害派遣医療チームの編成や感染症等への対応など、甲及び乙の区域の地域災害医療センターの機能を充実させるとともに、圏域内における災害等に備えた相互応援体制を構築する。 計画的な救急救命士の育成を行う。（下線部は三股町のみ）		
関係市町（乙）の役割 甲とともに甲及び乙の区域の地域災害医療センターの充実に協力し、圏域内の災害等に備えた相互応援体制を構築する。 甲の行う救急救命士の育成について協力する。（三股町） 関係機関と連携して、乙の区域の地域災害医療センターの機能を充実させるとともに、甲と協力して圏域内における災害等に備えた相互応援体制を構築する。 大隅曾於地区消防組合と連携して、計画的な救急救命士の育成を行う。（曾於市・志布志市）		
実施事業	事業No.	事業名
	12	防災行政無線整備
	13	救急救命士育成事業
	14	災害時拠点強靭化緊急促進事業
事業の実施により期待される効果 年次計画的な救急救命士の育成により高度な知識・技術にもとづいた救命措置による救命率の向上が期待できる。また、防災行政無線整備により、圏域の災害への対応能力の向上が図られる。		

事業No.	12	事業名	防災行政無線整備	実施主体	都城市、曾於市、志布志市
事業概要		役割分担			
防災行政（同報系）無線整備や防災行政無線のデジタル化により、情報伝達体制の高度化を図り、災害時に応える体制を構築する。 ・防災行政（同報系）無線整備（都城市）（平成27～31年度） ・防災行政無線のデジタル化（曾於市）（平成27～28年度） ・防災行政（同報系）無線整備（志布志市）及び防災行政無線のデジタル化（平成27年度～）		都城市は事業を実施する。			

事業No.	13	事業名	救急救命士育成事業	実施主体	都城市、大隅曾於地区消防組合
事業概要			役割分担		
年次計画的に救急救命士を育成し、災害時・救急時に対応できる高度な救命体制を構築する。			都城市と大隅曾於地区消防組合はそれぞれ事業を実施する。		

事業No.	14	事業名	災害時拠点強靭化緊急促進事業	実施主体	都城市、都城市郡医師会病院
事業概要			役割分担		
南海トラフ地震等の大規模災害の発生時、災害拠点病院として指定される都城市医師会病院の機能充実を図るために、備蓄倉庫を整備する。			都城市と都城市郡医師会病院は事業を実施する。		

(1) 生活機能の強化に係る政策分野		ア 医療
(工) 圏域における搬送体制の構築		
重要成果指標 (KPI)	基準値	目標値
□救急現場への到着所要時間	10.5分 (H28)	10.5分以内 (H31)
取組の内容 救急搬送体制を強化するとともに、圏域内における災害や感染症等の発生に対応できる搬送体制を構築する。		
協定の内容 都城市（甲）の役割 甲の区域における救急搬送機能を強化するとともに、乙及び大隅曾於地区消防組合と協力して圏域における搬送体制を構築する。また、緊急時の搬送機能を確保するために、救急車の適切な利用等について啓発を行う。（下線部は曾於市及び志布志市ののみ）		
関係市町（乙）の役割 甲の行う圏域の搬送体制の構築に協力し、救急車の適切な利用等についての啓発を行う。（三股町） 甲及び大隅曾於地区消防組合と連携して圏域の搬送体制を構築するとともに、救急車の適切な利用等についての啓発を行う。（曾於市・志布志市）		
実施事業 事業No.		事業名
15 消防連携推進事業		
16 高規格救急車等更新事業		
事業の実施により期待される効果 高規格救急車の整備に加え、消防連携の推進による県境を越えたより広域的な搬送体制の構築で、圏域の救急搬送体制が効率化、高度化されることにより、救命率の向上が図られる。		

事業No.	15	事業名	消防連携推進事業	実施主体	全市町、大隅曾於地区消防組合
事業概要 他の広域相互応援協定と連携を図りつつ、県境を越えた搬送協力体制について検討し、相互の搬送に関する応援協定を締結し、より広域の搬送体制を構築する。		役割分担 都城市は検討組織を立ち上げ、関係機関との緊密な連携を図る。関係市町と大隅曾於地区消防組合はこれに協力する。			

事業No.	16	事業名	高規格救急車等更新事業	実施主体	都城市、大隅曾於地区消防組合
事業概要 より高度な救急搬送機能に対応できるよう高規格救急自動車等を計画的に導入・更新する。 ① 都城市（平成27～31年度） ② 大隅曾於地区消防組合 ・ 曾於市、志布志市（平成27年度、平成29年度）		役割分担 都城市と大隅曾於地区消防組合はそれぞれ事業を実施する。			

2. 産業振興

(1) 生活機能の強化に係る政策分野 イ 産業振興		
(ア) 地域高規格道路「都城志布志道路」を活用した産業振興		
重要成果指標 (KPI)	基準値	目標値
□圏域の企業立地件数	16件 (H28)	61件(累計) (H31)
取組の内容 都市資源と農村資源の融合及び産業の高度化による産業振興を図る。		
都城市(甲)の役割 都城志布志道路と宮崎自動車道の結節地域に、バイオ関連産業や電子・精密関連産業の集積を目指す雇用創出ゾーンを整備し、圏域の産業振興や雇用創出を図るとともに、乙と協力した企業誘致活動に取り組む。企業誘致活動及び志布志港の利用促進活動に乙と協力して取り組む。(二重下線部は、三股町及び曾於市のみで下線部は志布志市のみ)		
関係市町(乙)の役割 甲と連携して、圏域内への企業誘致活動に取り組む。(三股町) 甲と連携して、乙の所有する既存の工業団地及び甲の整備する雇用創出ゾーンへの企業誘致活動に取り組む。(曾於市) 甲と連携して、乙の所有する既存の工業団地及び甲の整備する雇用創出ゾーンへの企業誘致活動に取り組むとともに、志布志港の利用促進を図るポートセールス等を実施する。(志布志市)		
実施事業	事業No.	事業名
	1	企業誘致関連事業
	2	企業立地促進奨励対策事業
	3	企業誘致促進事業
	4	前田工業地域雨水対策事業
	5	志布志港ポートセールス推進事業
	6	さんふらわあ志布志航路利用促進事業
	7	志布志港港湾改修事業
	8	志布志市工業団地開発事業
	9	ホームページ作成事業
	10	中心市街地中核施設整備支援事業
	11	まちなか活性化プラン事業
	12	新工業団地調査事業
	13	新工業団地整備関連事業
事業の実施により期待される効果 圏域が連携して情報発信等を行うことにより、より魅力的な地域としてのPRが可能となり、圏域内への企業立地の促進が図られるとともに、志布志港の活用により、海外を視野に入れたよりグローバルな取組も可能となる。 また、都城IC付近の雇用創出ゾーン整備、志布志港のポートセールスや施設整備等により、企業誘致及び志布志港の活用推進とそれに伴う雇用創出、物流の活性化による産業振興が図られる。		

事業No.	1	事業名	企業誘致関連事業	実施主体	志布志市
事業概要 関東及び関西方面等で企業家を招き、企業誘致セミナーを行い、企業誘致に結びつけ、安定的な雇用機会の拡大を図る。			役割分担 志布志市は事業を実施する。		

事業No.	2	事業名	企業立地促進奨励対策事業	実施主体	全市町
事業概要 企業立地を推進し、圏域の産業振興を図るために、税制上の優遇や助成等を実施する。 ① 都城市（平成 27～31 年度） ② 三股町（平成 27～29 年度） ③ 曽於市（平成 27～31 年度） ④ 志布志市（平成 27～31 年度）			役割分担 各市町は事業を実施する。		

事業No.	3	事業名	企業誘致促進事業	実施主体	都城市
事業概要 企業誘致アドバイザー、県企業誘致コーディネーター及び宮崎県企業立地推進局からの情報入手を積極的に行い、企業誘致を促進する。			役割分担 都城市は事業を実施する。		

事業No.	4	事業名	前目工業地域雨水対策事業	実施主体	三股町
事業概要 都城志布志道路を活かした前目地区工業地域内の企業立地を図るための雨水対策事業を行う。			役割分担 三股町は事業を実施する。		

事業No.	5	事業名	志布志港ポートセールス推進事業	実施主体	志布志市
事業概要 「志布志港ポートセミナー」の開催や荷主・船会社訪問活動等の実施による、志布志港の航路及び貨物の維持・拡充を図る「志布志港ポートセールス推進協議会」及び「志布志港湾振興協議会」の負担金。			役割分担 志布志市は両協議会に対する負担金を拠出する。		

事業No.	6	事業名	さんふらわあ志布志航路利用促進事業	実施主体	志布志市
事業概要 各種利用促進助成金の交付、船舶給水料助成等により、「さんふらわあ」の利用促進を図る「さんふらわあ志布志航路利用促進協議会」への補助金及び「鹿児島県志布志・大阪航路利用促進協議会」の負担金。			役割分担 志布志市は両協議会に対する負担金及び補助金を拠出する。		

事業No.	7	事業名	志布志港港湾改修事業	実施主体	志布志市
事業概要 志布志港の施設整備を行い、利便性を向上し、志布志港の利用促進を図るための港湾施設の整備改修に係る負担金。			役割分担 志布志市は鹿児島県に対する負担金を拠出する。		

事業No.	8	事業名	志布志市工業団地開発事業	実施主体	志布志市
事業概要 志布志港や都城志布志道路整備に伴う拠点性向上に対して、不足している工業団地を新たに開発する。			役割分担 志布志市は事業を実施する。		

事業No.	9	事業名	ホームページ作成事業	実施主体	都城市
事業概要 3市1町の企業立地に関する情報を掲載し、当圏域の魅力をPRし企業立地を促進する。			役割分担 都城市は事業を実施する。関係市町はリンク等作成に協力する。		

事業No.	10	事業名	中心市街地中核施設整備支援事業	実施主体	都城市
事業概要 圏域の中心市の都市機能向上のため、都城市の中心市街地の中核施設を整備する。			役割分担 都城市は事業を実施する。		

事業No.	11	事業名	まちなか活性化プラン事業	実施主体	都城市
事業概要 中心市街地中核施設整備支援事業と連動し、中心市街地の賑わい創出に取り組むことで、中心市である都城市的中心市街地の活性化を図る。			役割分担 都城市は事業を実施する。		

事業No.	12	事業名	新工業団地調査事業	実施主体	都城市
事業概要 都城志布志道路の開通を見据え、企業立地の更なる促進を図るために、工業団地としての開発適地の調査及び選定、並びに開発適地の整備基本計画の策定を行う。			役割分担 都城市は事業を実施する。		

事業No.	13	事業名	新工業団地整備関連事業	実施主体	都城市
事業概要 都城志布志道路の開通を見据え、雇用拡大と人口減少対策、地場産業育成のため、都城市高城町桜木地区（都城 IC 北）約 29ha（北工区約 16ha、南工区約 13ha）に新工業団地を整備する。			役割分担 都城市は事業を実施する。		

3. 教育及び文化

(1) 生活機能の強化に係る政策分野 ウ 教育及び文化									
(ア) 公共施設の相互利用									
重要成果指標 (K P I)		基準値		目標値					
□都城市の図書館の圏域他自治体の登録者数		4,478人 (H 28)		5,000人 (H 31)					
協定の内容	取組の内容 圏域住民の文化活動やスポーツ活動の活性化等のため、図書館をはじめとする公共施設の相互利用を推進する。								
	都城市（甲）の役割 図書館をはじめとする圏域の文化施設等の総合利用を推進し、甲の地域の住民に対し、総合的な利用案内等の情報提供を行う。								
	関係市町（乙）の役割 甲が行う圏域の文化施設等の総合利用の推進に協力するとともに、乙の地域の住民に対し、総合的な利用案内等の情報提供を行う。								
実施事業	事業No.	事業名							
	1	図書館の相互利用							
	2	新図書館開館記念事業							
	3	中核施設開設記念事業							
	4	圏域施設の情報発信							
	5	公共施設等総合管理計画策定事業							
事業の実施により期待される効果 図書館をはじめとする圏域の公共施設の相互利用を推進し、公共施設の情報をホームページ等で発信することにより、圏域住民の文化活動やスポーツ活動の活性化が図られる。									

事業No.	1	事業名	図書館の相互利用	実施主体	全市町
事業概要		役割分担 各市町は事業を実施する。			
圏域住民であれば図書館利用者登録ができ、自由に図書の貸し出しができるように取り扱いを拡充する。					

事業No.	2	事業名	新図書館開館記念事業	実施主体	都城市
事業概要		役割分担 都城市は事業を実施する。			
中心市街地に新しくオープンする図書館に相応しい機能や環境を整えるために、老朽化している移動図書館車（くれよん号）を更新することで、図書館利用者の興味・関心を高め、市民の文化の向上を図る。					

事業No.	3	事業名	中核施設開設記念事業	実施主体	都城市
事業概要 中心市街地中核施設「Mallmall」の公共施設部分の開館に合わせ、施設のPRと認知度向上を図るため、市民参加型の式典、パネルディスカッションを実施する。			役割分担 都城市は事業を実施する。		

事業No.	4	事業名	圏域施設の情報発信	実施主体	全市町
事業概要 図書館等の公共施設の利用を推進するため、情報を共有し、ホームページ等で紹介する。			役割分担 各市町は事業を実施する。		

事業No.	5	事業名	公共施設等総合管理計画策定事業	実施主体	全市町
事業概要 人口減少の中、最適な公共施設等のあり方を示す計画を策定するもの。			役割分担 各市町は事業を実施する。		

(1) 生活機能の強化に係る政策分野 ウ 教育及び文化

(イ) 圏域文化の保存・継承・発展

重要成果指標 (KPI)	基準値	目標値
□民俗芸能保存会の団体数の維持	115団体 (H28)	115団体 (H31)
協定の内容	取組の内容 圏域住民がその文化・伝統芸能の価値を再認識し、誇りを持つことができるよう、文化・伝統芸能の保存、継承を進め、文化資源としての活用を推進する。	
	都城市（甲）の役割 圏域住民の文化・伝統芸能の相互理解を深めるため、関連するイベント等を実施する。	
	関係市町（乙）の役割 甲と連携して、圏域住民の文化・伝統芸能の相互理解を深めるため、関連するイベント等を実施する。	
実施事業	事業No.	事業名
	6	民俗芸能の地域交流・保存・伝承
	7	弥五郎サミット交流会事業
	8	文化の祭典事業
	9	自主文化事業
	10	市美術展事業
	11	吉井淳二記念展事業
	12	文化イベント等の情報発信
	13	「絵本 都城の歴史」作成事業
	14	明治維新150年記念歴史講座
	15	大島畠田遺跡整備事業
	16	志布志城跡保存整備事業
	17	市誌編さん事業
	事業の実施により期待される効果	
	各市町で培われてきた文化、伝統芸能の保存、継承を進めるための関連イベント等を実施するとともに、圏域住民への情報発信することにより、圏域住民の文化、伝統芸能の相互理解が深まることが期待される。	

事業No.	6	事業名	民俗芸能の地域交流・保存・伝承	実施主体	全市町
事業概要		南九州各地域に伝わる民俗芸能の保存・伝承を図るために、関係団体への活動助成を行うとともに、民俗芸能の研修・発表会等を開催する。			
①民俗芸能地域交流事業、民俗芸能保存・伝承事業（都城市） ②郷土芸能保存事業（三股町） ③民俗芸能大会支援事業、民俗芸能等保存会連絡協議会支援事業（志布志市）		役割分担 各市町は事業を実施する。			